公益信託ＪＡ・岐阜県信連民俗文化財振興基金第十六期決算公告

一、事業概要
　民俗文化財の保存・伝承活動事業について岐阜県内の十二団体に対し、合計五、一〇九、九八〇円の助成金を交付した。
二、財産目録　平成二十九年二月二十八日現在
資産合計　二一、三九七、〇六五円
負債合計　〇円
正味信託財産　二一、三九七、〇六五円
平成二十九年四月十二日
東京都千代田区内神田一丁目一番一二号
公益信託ＪＡ・岐阜県信連民俗文化財振興基金　受託者　農中信託銀行株式会社

公益信託農林中金森林再生基金第三期決算公告

一、事業概要
　国内の荒廃した民有林の再生により森林の公益性を発揮させることを目的とした活動を行った十三団体に対し、合計一三七、九七二、〇〇〇円の助成金を交付した。
二、財産目録　平成二十九年二月二十八日現在
資産合計　一九〇、六〇五、一三一円
負債合計　〇円
正味信託財産　一九〇、六〇五、一三一円
平成二十九年四月十二日
東京都千代田区内神田一丁目一番一二号
公益信託農林中金森林再生基金　受託者　農中信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍山形県鶴岡市湯温海甲一三二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐々木清右衛門
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十九年四月十二日
　山形県酒田市みずほ二丁目二〇―六　山銀みずほビル三階Ｅ　おがた法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　尾形　稔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍福島県喜多方市字寺町南五〇四五番地、最後の住所福島県喜多方市字寺町四七四一番地　被相続人　亡　長谷川信二
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十九年四月十二日
　福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル
　相続財産管理人　弁護士　小池　達哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍栃木県真岡市中二二九八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　横松由紀夫
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十九年四月十二日
　栃木県宇都宮市西原一―五―一八村田ビル二階　とちぎ市民法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　日向野　濯

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍神奈川県川崎市中原区新丸子東二丁目八九八番地、最後の住所千葉県山武市木戸八四八番地　青松苑、不動産登記記録上の住所川崎市中原区新丸子東二丁目八九八番地　被相続人　亡　梅澤　佳
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十九年四月十二日
　事務所千葉市中央区長洲一丁目二二番三号羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　三浦　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍新潟県長岡市栖吉町二五七七番地、最後の住所千葉市美浜区高洲二丁目八番一棟四一〇号　被相続人　亡　片桐　博一
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十九年四月十二日
　事務所千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢビル六階　稲垣法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　井原　真吾
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十九年四月十二日
　福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル
　相続財産管理人　弁護士　小池　達哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍栃木県真岡市中二二九八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　横松由紀夫
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十九年四月十二日
　栃木県宇都宮市西原一―五―一八村田ビル二階　とちぎ市民法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　日向野　濯

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍神奈川県川崎市中原区新丸子東二丁目八九八番地、最後の住所千葉県山武市木戸八四八番地　青松苑、不動産登記記録上の住所川崎市中原区新丸子東二丁目八九八番地　被相続人　亡　梅澤　佳
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十九年四月十二日
　事務所千葉市中央区長洲一丁目二二番三号羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　三浦　亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍新潟県長岡市栖吉町二五七七番地、最後の住所千葉市美浜区高洲二丁目八番一棟四一〇号　被相続人　亡　片桐　博一
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十九年四月十二日
　事務所千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢビル六階　稲垣法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　井原　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍神奈川県横須賀市長坂三丁目七八二番地、最後の住所神奈川県横須賀市長坂三丁目九番二号　被相続人　亡　三橋　則丈
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十九年四月十二日
　神奈川県横須賀市米が浜通一丁目七番地二サクマ横須賀ビル三階三〇二
　相続財産管理人　弁護士　河野　康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍新潟県上越市大字藪野一三五番地、最後の住所新潟県上越市大字今泉一三一〇番地八特別養護老人ホーム太陽と緑の家　今泉
　被相続人　亡　保坂　正子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十九年四月十二日
　新潟県上越市木田二丁目一番一号　山和ビルディング七階　上越中央法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　田中　篤子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍山梨県甲斐市西八幡一二二五番地一七、最後の住所山梨県中央市東花輪一八三番地一神田住宅二号室　被相続人　亡　込山　治己
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十九年四月十二日
　山梨県甲府市丸の内一丁目一七番五号舞鶴ビル五階利根川法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　利根川雅一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍不明、最後の住所三重県伊勢市辻久留三丁目四九三番地　被相続人　亡　浦城　吉平
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十九年四月十二日
　三重県伊勢市船江一丁目三番五五号デュオマークス伊勢五〇七号
　相続財産管理人　廣川　貞次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍兵庫県神戸市灘区赤坂通四丁目六番地、最後の住所大阪市西区新町二丁目二〇番四―四〇一号　被相続人　亡　山下　泰弘
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十九年四月十二日
　大阪市中央区今橋三丁目三番一三号ニッセイ淀屋橋イースト一六階
　相続財産管理人　弁護士　真田　尚美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍大阪府堺市東区野尻町四九四番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　林　秀憲
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十九年四月十二日
　大阪市中央区瓦町四丁目五番九号井門瓦町ビル九階
　相続財産管理人　弁護士　野田　貴浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍山口県山陽小野田市大字埴生八〇六番地、最後の住所山口県山陽小野田市大字厚狭字埴生田五〇三番一特別養護老人ホームフクシア　被相続人　亡　船林　貞子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十九年四月十二日
　山口県山口市大手町九番一一号山口県自治会館五階　法テラス山口法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　矢木　陽子